

経常建設共同企業体による入札参加資格審査申請について

令和7年度に府が発注する建設工事（土木一式）に係る経常建設共同企業体の入札参加資格の審査を下記のとおり実施しますので、希望する方は必要書類を提出してください。なお、令和3年度から、単体企業との公平性を確保し、経常建設共同企業体制度の目的に沿った適切な運用を図るため、関係基準等の改正を行っています。詳細はホームページをご確認ください。

令和7年3月12日

京都府知事 西 脇 隆 俊

記

1 経常建設共同企業体制度の概要

(1) 経常建設共同企業体制度の目的

経常建設共同企業体制度は、中小・中堅建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化し、優良な中小・中堅建設業者の育成・振興を図ることを目的とする。運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とし、各構成員は建設工事の請負契約の履行に関し連帯して責任を負う。

(2) 経常建設共同企業体構成員の指名

経常建設共同企業体として登録した業種（土木一式）については、入札参加資格有効期間中は、原則として経常建設共同企業体の構成員に対する単独指名は行わない。

また、一般競争入札において構成員が単独で参加することはできない。

(3) 特定建設工事共同企業体への参加

特定建設工事共同企業体への参加は、構成員がそれぞれ単体として参加することはできない。経常建設共同企業体としての参加もできない。

2 入札参加資格申請の要件

経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 構成員の数は、2又は3を原則とする。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ すべての構成員の出資比率は、均等割の10分の3以上とする。

エ 構成員の組合せは、原則として同一等級、直近等級又は直近2等級に属する者の組合せとする。

オ I及びII等級の格付けに係る特定建設業要件の規定については、代表者が特定建設業の許可を取得していることとする。

カ 昇格にあたっては、「下位経過年数」及び「等級区分点に20点を加えた総合点」を要件とする。

キ 構成員は、個々の建設業者として特定建設工事共同企業体へ参加できないものとする。

ク 代表者は、構成員において決定された者とする。ただし、構成員の内、下位等級の者は代表者になれない。

(2) 共同企業体の構成員が満たす要件

すべての構成員は、府内に主たる営業所を有する者で、土木一式工事について、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

ア 営業年数が1年以上であること。

イ 府の令和7年度建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建設業の許可を受けていること。

オ 府に登録される他の経常建設共同企業体の構成員でないこと。

3 入札参加申請書等の作成及び提出等

(1) 入札参加申請書等の入手方法

京都府ホームページ（<https://www.pref.kyoto.jp/nyusatu/12500004.html>）から入手してください。

(2) 入札参加資格審査申請の受付

ア 受付日時 **令和7年4月1日(火)から令和7年4月8日(火)まで**

（午前9時から午後5時まで。閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 代表者の主たる営業所の所在地を所管する土木事務所企画・総務契約課又は総務契約課

ウ 提出書類

（ア）経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書

（イ）経常建設共同企業体協定書の写し

（ウ）経常建設共同企業体年間委任状

エ 提出部数 各2部（大きさはA4版とし、部数は正本1部、写し1部とする。）

オ 提出方法 申請書等は持参するものとし、郵送又は電送は受け付けない。

4 審査結果の通知及び認定資格の有効期間等

(1) 審査結果の通知

資格審査の結果（等級及び総合点等）は、経常建設共同企業体入札参加資格認定通知書によって、当該申請共同企業体の代表者に通知する。

(2) 認定資格の有効期間

共同企業体の認定通知日から令和8年3月31日までとする。ただし、構成員全員が、令和7年10月31日までに、令和6年4月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知を受けた場合、令和8年度京都府建設工事競争入札参加資格審査結果を通知した日まで有効とする。

なお、構成員が土木一式工事について、単体として建設工事競争入札参加資格を失った場合には、有効期間内であっても資格を失う。また、有効期間中、構成員の経営事項審査数値に変動があった場合でも、共同企業体の資格審査の結果は変更しない。

(3) 審査結果の閲覧

経常建設共同企業体の等級及び総合点等については、府庁の府政情報センター及び各広域振興局の府政情報コーナーにおいて閲覧に供する。

5 工事施工時の注意点

認定を受けた経常建設共同企業体は、工事施工時に別紙「経常建設共同企業体の工事施工時の注意点について」の記載事項を遵守すること。

6 その他

- (1) 入札参加申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした場合は、当該共同企業体を認定しないとともに、構成員に対して指名停止措置を行うことがある。

(問い合わせ先)	京都土木事務所	企画・総務契約課	☎ 0 7 5 (7 0 1) 0 1 0 1
	乙訓土木事務所	企画・総務契約課	☎ 0 7 5 (9 3 1) 2 1 5 5
	山城北土木事務所	総務契約課	☎ 0 7 7 4 (6 2) 0 0 4 7
	山城南土木事務所	企画・総務契約課	☎ 0 7 7 4 (7 2) 1 1 5 1
	南丹土木事務所	総務契約課	☎ 0 7 7 1 (6 2) 0 0 2 5
	中丹東土木事務所	総務契約課	☎ 0 7 7 3 (4 2) 1 0 2 0
	中丹西土木事務所	企画・総務契約課	☎ 0 7 7 3 (2 2) 5 1 1 5
	丹後土木事務所	総務契約課	☎ 0 7 7 2 (2 2) 3 2 4 4
	建設交通部	指導検査課	☎ 0 7 5 (4 1 4) 5 2 2 5